

伊達市内事業者の皆さまへ

伊達市特別支援金

申請の手引き

2021年7月1日

伊達市新型コロナウイルス感染症

緊急経済対策実行委員会

(伊達商工会議所内)

もくじ

■ 伊達市特別支援金の概要	1
1. 支給要件	1
2. 支給内容	1
3. 申請期間	1
4. 申請方法	1
5. 申請書配付窓口	1
6. 申請・お問い合わせ先	1
■ 支給要件（支給対象）の確認	2
1. 支給要件について	2
2. 支給対象について	2
3. 不支給要件について	2
4. 支給対象となる売上の減少率の考え方について	3
■ 申請方法の確認	4
1. 伊達市特別支援金申請書について	4
2. 宣誓・同意書について	4
3. 証拠書類について	4
■ その他	5
1. 支給内容について	5
2. 申請期間について	5
3. 申請方法について	5
4. 特例対応について	5
5. 申請・お問い合わせ先について	5

はじめに

伊達市特別支援金は、北海道の特別支援金 A の拡充を目的とした支援制度です。

- 道の特別支援金 A 中小法人等：20万円 個人事業者等：10万円 に上乗せ
- 道の特別支援金 A 売上が50%以上減少 を 30%以上減少 に拡大

ただし、農漁業者や飲食店等については、要件を満たせば北海道の特別支援金 A の給付を受けることが出来ますが、伊達市の特別支援金は対象となりませんのでご注意ください。

詳しくは、以下をご覧ください。

■ 伊達市特別支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛要請等の対策により厳しい経営環境に置かれている事業者を対象に、事業全般に広く使える支援金を給付します。

この支援金の詳しい内容は、伊達商工会議所 HP にも掲載しています。

1. 支給要件

次の（1）及び（2）を満たす事業者

（1）伊達市内の飲食店等との取引がある、または道内の外出・往来自粛要請等による影響を受けた伊達市内の事業者

（2）2020年（令和2年）12月～2021年（令和3年）3月のいずれかの月の売上が、対前年または前々年同月比で30%以上減少している事業者

※ 国の一時支援金及び市の飲食店緊急支援金の受給要件を満たす事業者は除く。

2. 支給内容

一律20万円

3. 申請期間

2021年（令和3年）7月1日（木）から8月31日（火）

4. 申請方法

原則郵送（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。）

※ 2021年（令和3年）8月31日（火）の消印有効

5. 申請書配布窓口

伊達商工会議所

伊達市役所第2庁舎2階 経済環境部商工観光課

6. 申請・お問い合わせ先

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（伊達商工会議所内）

電話：0142-23-2222 住所：〒052-0015 伊達市旭町24番地

■ 支給要件（支給対象）の確認

1. 支給要件について

- (1) 伊達市内の飲食店等と直接・間接の取引がある伊達市内の事業者、または道内の外出・往来自粛要請等による影響を受けた伊達市内の事業者であること。
- (2) 2020年（令和2年）12月～2021年（令和3年）3月の期間（以下「対象期間」という。）のうち、いずれかの月で、月間事業収入が前年または前々年同期と比較して30%以上減少した月があること。
ただし、比較する月が2020年（令和2年）12月の場合は、2019年（令和元年）12月のみとする。
- (3) 国の一時支援金を申請及び受給しておらず、伊達市の飲食店緊急支援金の受給及び受給要件を満たしていない事業者であること。
- (4) 伊達市特別支援金の給付を受けた後も事業を継続する意思があること。
なお、支援金は店舗単位ではなく事業者単位で給付します。

2. 支給対象者について

- (1) 中小法人等、フリーランスを含む個人事業者
 - ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
 - ③ 中小法人等の場合、伊達市内に本店を有し、伊達市内で事業を営んでいること。
 - ④ 個人事業者等の場合、伊達市内に住所を有し、伊達市内で事業を営んでいること。

3. 不支給要件について

- (1) 国の一時支援金を申請及び受給した事業者、伊達市の飲食店緊急支援金の受給及び受給要件を満たす事業者、および農漁業者。
- (2) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者。
- (4) 政治団体。
- (5) 宗教上の組織又は団体。
- (6) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者。
- (9) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(11) (1) ~ (10) に掲げる者のほか、特別支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会が判断する者。

4. 支給対象となる売上の減少率の考え方について

対象月（2020年12月～2021年3月）の月額売上が、前年もしくは前々年の同月の月額売上額と比べ30%以上減少していることが要件となります。

※ 基準月（コロナ禍の影響を受けていない月）として指定できる月は、
2019年1月・2月・3月・12月
2020年1月・2月・3月
のいずれか1ヵ月です。

【直前年度で比較する場合】

<基準年>

	2019年									2020年		
2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

<対象年>

	2020年									2021年		
2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	70	70	80	80	80	80	80	80	70	75	75	75



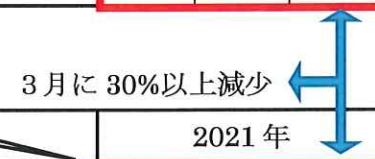
【前々年度で比較する場合】

<基準年>

	2018年									2019年		
2018年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	110

<対象年>

	2020年									2021年		
2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	70	70	80	80	80	80	80	80	80	75	75	75



基準月を2018年度（前々年度）とする場合は1月～3月のみの比較となります。

※ 対象月のいずれかの月で30%以上減少していれば対象となります。

※ 個人事業主で白色申告、青色申告（現金主義）をされている場合、確定申告済の年間事業収入を12で割った額を月額売上とみなします。

例) 2019年の事業収入が1,200万円だった場合、1,200万円÷12ヵ月＝年間売上高は100万円

■ 申請方法の確認

1. 伊達市特別支援金申請書について

伊達市特別支援金申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入又は入力する。

申請書は、伊達商工会議所 HP に掲載、または伊達商工会議所・伊達市役所第2庁舎2階 経済環境部商工観光課窓口でも配布しています。

2. 宣誓・同意書について

宣誓・同意書を一読し、日付、法人名（法人の場合）を記入、代表者又は個人事業者等の氏名欄はその本人が自署をする。

宣誓・同意書は、伊達商工会議所 HP に掲載、または伊達商工会議所・伊達市役所第2庁舎2階 経済環境部商工観光課窓口でも配布しています。

3. 証拠書類について

申請に当たり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。

(1) 確定申告書等の控え

基準月（2019年1月・2月・3月・12月のいずれか、または2020年1月・2月・3月のいずれか）を含む事業年度の確定申告書類等の控え

※ 確定申告書は収受日付印（税理士のサイン／押印でも可）、またはe-Taxで申告を行っている場合は申告日時が記載されているもの、もしくは受信通知の写しが必要です。いずれもない場合はご相談ください。

【法人の場合】

- ① 確定申告書別表一の控え
- ② 法人事業概況説明書（表面・裏面）

【個人事業者の場合】

- 青色申告（一般） ① 確定申告書第一表の控え
② 青色申告決算書（1ページ・2ページ）
- 青色申告（現金主義）・白色申告 ① 確定申告書第一表の控え

(2) 売上台帳

対象月（2020年12月～2021年3月のうちいずれかひと月）の売上がわかる売上台帳等

※ 書式は問わないが、年月日・社名（屋号等）・月の合計額が確認できれば、日別・項目別等の詳細情報は不要

(3) 通帳の写し

法人名義・個人事業の代表者名義の通帳の表紙および見開きページ

(4) 履歴事項全部証明書（※法人の場合のみ）

申請時から3ヵ月以内に発行されたもの

(5) 本人確認書類（※個人事業者の場合のみ）

運転免許証、マイナンバーカード等

■ その他

1. 支給内容について

一律 20 万円です。

2. 申請期間について

2021 年（令和 3 年）7 月 1 日（木）から 8 月 31 日（火）までです。

3. 申請方法について

原則郵送（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。）でお願い致します。2021 年（令和 3 年）8 月 31 日（火）の消印有効です。

なお、申請後は頂いた書類の内容を確認し、支給の場合には「支給決定通知書」を、不支給の場合には「不支給決定通知書」を送付させていただきます。支援金は支給が決定された方から順次、指定の口座に振込致します。

4. 特例対応について

2020 年（令和 2 年）4 月～11 月までに法人設立又は新規開業した場合など、特段の事情がある場合には、道の特別支援金の要件等に照らし合わせ判断させていただきます。ご相談ください。

5. 申請・お問い合わせ先について

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（伊達商工会議所内）

電話：0142-23-2222 住所：〒052-0015 伊達市旭町 24 番地

なお、やむを得ず来所による申請・相談・書類の確認を希望される場合は、電話による予約が必要です。前もって必ずご連絡ください。